

認可外保育施設の届出について

I 届出書の提出が必要な認可外保育施設

施設の設置者は、児童福祉法第59条の2の規定により事業の開始の日から1月以内に「認可外保育施設設置届出書」を提出しなくてはなりません。

【届出対象施設の種別】

① 夜間保育施設

午後8時から午前7時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもの。24時間開設しているものも含む。

② 一時預かり施設

午前7時から午後8時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもので、利用者の半数以上が一時預かり事業であるもの。（一時預かり＝月極等の継続的な利用形態でないもの。）

③ 居宅訪問型保育施設

乳児・幼児の自宅において保育を行うもの。

④ 事業所内保育施設

事業主が雇用する労働者の児童を預かる施設又は保育を委託する施設。

⑤ 病院内保育施設

事業所内保育施設のうち、医療機関に設置される施設。

⑥ 幼稚園併設施設

幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施しており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているもの。

⑦ 一般認可外保育施設

上記6つに該当しないもの。（午前7時から午後8時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもので、利用者の半数以上が月極等の継続的な利用形態にあるものなど。）

2 上記Ⅰ以外の認可外保育施設

上記「Ⅰ届出書の提出が必要な認可外保育施設」以外の施設の設置者は、**「認可外保育施設設置報告書」**を提出してください。

【上記Ⅰ以外の施設の種別】

① 店舗内保育施設

店舗その他の事業所において、商品の販売または役務の提供を行う事業者が、商品の販売または役務の提供を行う間に限り、その顧客の児童を保育することを目的として設置する施設。

② 親族間等の預かり合い

設置者の4親等内の親族またはこれに準ずる密接な人的関係を有するものを対象とするもの。

③ 臨時設置保育施設

半年を限度として臨時に設置されるもの。

④ 保育機能施設

認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設。

企業主導型保育事業について

平成28年度に新設された制度。

- ・ 企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われる。
- ・ 当該事業を行うには、県への届出が必要。
- ・ 利用対象者は、自社等の従業員が利用する『従業員枠』、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することが可能。

3 届出方法等

所定の**「認可外保育施設設置届出書」**または**「認可外保育施設設置報告書」**に必要事項を記入の上、施設の所在する市役所や町村役場に提出してください。

※ 届出書、報告書は群馬県ホームページからダウンロードできます。

令和6年度に係る連絡事項について

1 認可外保育施設指導監督実施要綱、指導監督基準の改正について

国の指導監督基準に改正があったため、県の実施要綱と指導監督基準を改正する予定です。
近日中に改正内容を通知しますので、お手元に届きましたらご確認をお願いします。

2 令和6年度認可外保育施設の運営状況報告について

例年のお願いとなりますが、今年も運営状況報告書を提出していただく時期となりました。
近日中に提出依頼の通知をメールで発出しますので、期限内の提出にご協力をお願いします。

3 メールアドレスの報告について

今年度、施設あての通知や連絡は、原則メールで送付します。

- ・ これまで県からの通知を紙媒体で受領していた施設
- ・ 最近、県からのメールが届いていない施設

につきましては、メールアドレスの報告をお願いします。※居宅訪問型保育施設も含む
国や県からの通知や補助金の案内など、大切なお知らせを周知しますので、ご協力をお願いします。

○メールアドレスの報告先

こども・子育て支援課 保育係 (kosodateka◆pref.gunma.lg.jp) ※◆は@に置き換えてください

○報告内容

- ・ 件名は「認可外保育施設のメールアドレス報告(〇〇)」※〇〇は貴施設名を入力してください
- ・ メール本文に、貴施設のメールアドレス(パソコン上で閲覧できるもの)を記載してください
(メールベタうちで構いません)

※既にメールが受信できている施設は報告不要ですが、変更があった場合はご報告ください。

令和6年度資質向上研修実施計画

令和6年度の研修実施計画は以下の通りです。

1. 群馬県教育・保育のキャリアアップ研修

- ・開催回数：集合型 120名定員×7講座
Eラーニング 200名定員×14講座（7分野×2）
計 3,640名定員、21講座
※1講座5時間×3日間
- ・開催時期：集合型 6～8月頃
Eラーニング 8～11月頃
- ・対象施設：公立 保育所、保育所型認定こども園、特例保育実施施設
私立 保育園、認定こども園（全類型）、幼稚園、地域型保育事業
認可外保育施設
- ・委託先：群馬県社会福祉協議会
- ・募集方法：群馬県社会福祉協議会から施設へメールにて案内

2. 現任保育士・保育教諭等研修

- ・開催時期・回数：新任向け 2日（上期1日、下期1日を想定）
主任向け 1日（例年は下期）
- ・対象施設：保育所、認定こども園（全類型）
- ・委託先：選定中
- ・募集方法：未定（令和5年度は市町村経由）

3. 幼稚園等新規採用教員研修ほか（総合教育センターの研修）

- ・開催回数：講座により異なる
- ・対象施設：幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園
- ・実施主体：県総合教育センター
- ・募集方法：募集終了

4. 教育・保育関係施設長研修会

- ・開催時期・回数：2月頃、半日
- ・対象施設：保育所、認定こども園（全類型）、幼稚園、認可外保育施設
- ・募集方法：市町村経由で案内

5. 子育て支援員研修

- ・開催時期：下期
- ・対象者：地域型保育事業や一時預かり事業等で従事（又は従事を予定）している方
- ・委託先：未定
- ・募集方法：市町村経由で案内

6. 幼児教育・保育のステップアップ研修

- ・開催時期：11月～12月頃（3分野を予定）
- ・対象施設：公立 保育所、保育所型認定こども園、特例保育実施施設
私立 保育園、認定こども園（全類型）、幼稚園、地域型保育事業
認可外保育施設
- ・委託先：群馬県社会福祉協議会
- ・募集方法：群馬県社会福祉協議会から施設へメールにて案内

7. その他

- ・認可外保育施設研修会
- ・教育・保育就職希望者研修（潜在保育士向け研修）

○R6研修スケジュール(予定)

R6.4.26時点

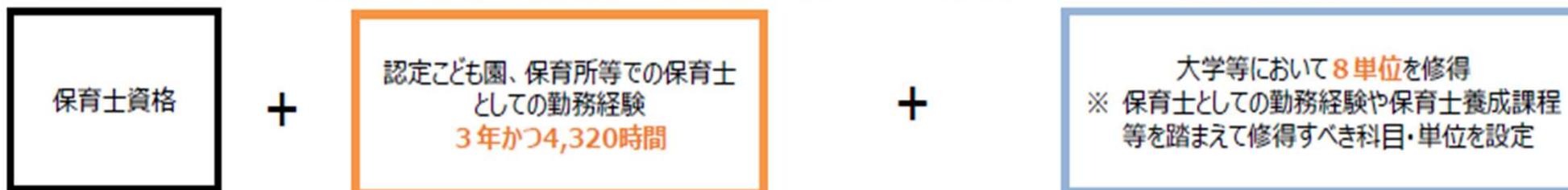
研修名	開催方法等	開催時期	回数	募集人数
1 教育・保育のキャリアアップ研修	第1期 集合研修	6月～8月	7分野 * 3回	1分野120名
	第2期 eラーニング	8月～9月	7分野 * 3回	1分野200名
	第3期 eラーニング	10月～11月	7分野 * 3回	1分野200名
2 現任保育士・保育教諭等研修	前期 新任研修	上期	1講座 * 1回	150名
	後期 新任研修	下期	1講座 * 1回	150名
	主任研修	下期	1講座 * 1回	100名
3 幼稚園教諭等新規採用教員研修	集合研修orオンライン	講座により異なる		
4 施設長研修	集合研修予定	R7.2月予定	1回	300名
5 子育て支援員研修	未定	下期	未定	未定
6 幼児教育・保育のステップアップ研修	集合研修orオンライン	11月～12月	3分野 * 1回	未定
7 認可外保育施設研修・再就職希望者研修	集合or動画配信予定	R7.1月～3月	20時間	未定

幼稚園教諭免許・保育士資格の更なる併有促進について

免許・資格の併有促進（現行）

現在、令和6年度末までの特例措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験（3年かつ4,320時間以上）を持つ方の免許・資格の取得要件を緩和しています。

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



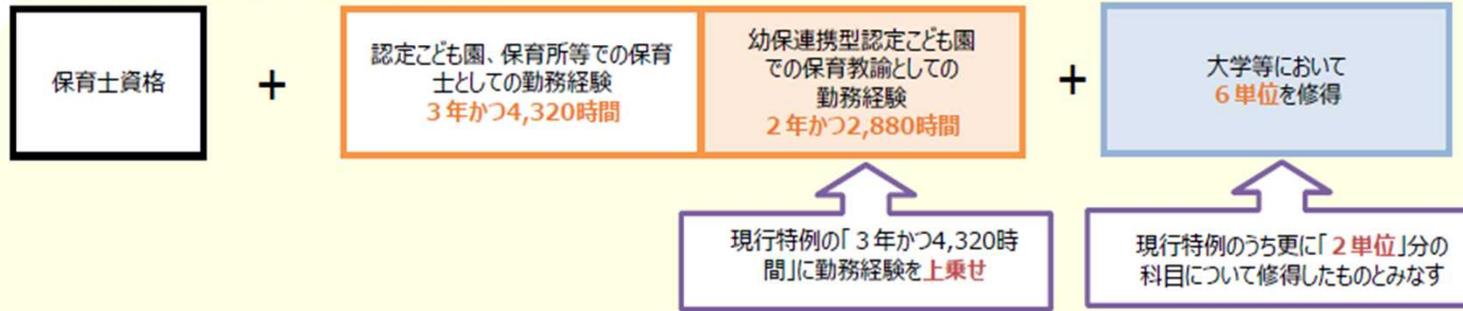
【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

令和5年度から、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭等（助保育教諭を含む。）としての一定の勤務経験（2年かつ2,880時間以上）を持つ方については、大学や指定保育士養成施設等で修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなす新たな特例が措置されました。

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



幼保連携型認定こども園の保育教諭等は幼稚園免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則となっています。計画的な免許・資格の取得をお願いいたします。

参考

文部科学省HP：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

こども家庭庁HP：<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei>

地域子ども・子育て支援事業について

群馬県子ども・子育て支援課 子育て支援係

1 令和6年度の主な改正点

(1) 子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設

① 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

※ 利用者負担軽減の充実を図るため、生活保護世帯等に対し、利用者負担減免を行う場合に別途加算

② 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る。

③ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

(2) 利用者支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、利用者支援事業の類型を見直し、こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進するとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大する。

(3) 延長保育事業

延長保育事業について、1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げる（6人→3人）とともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ（年額30万円→年額60万円）等を行う。

(4) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について」参照のこと

(5) 子育て短期支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援を受けられるようにする。

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充（現行の「6～7日型」単価を見直し「7日型」を創設）を行う。

(7) 病児保育事業

病児保育事業について、病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、基本単価の引き上げを行うとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する。

※ 「当日キャンセル対応加算」

病児対応型及び病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供会員の増加・定着を推進するため、「預かり手増加のための取組加算」の充実や、提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援を行う。

※ 「預かり手増加のための取組加算」

出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算【新設】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について

群馬県こども・子育て支援課 子育て支援係

1 放課後児童対策関係予算（令和6年度の主な改正点等）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）

放課後児童支援員は、設備運営基準で一の支援の単位ごとに2人以上置くことと規定されているが、運営費において、令和6年度から常勤※の放課後児童支援員を2人以上配置した場合の補助基準額が創設された。

※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

・令和6年度補助基準額

（例：児童数36人～45人、年間開所日数250日以上の場合の1支援の単位当たり年額）

① 常勤の放課後児童支援員を2人以上配置した場合 6,522千円

② 放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2人以上配置※した場合 4,868千円

※②の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

（2）放課後児童クラブ運営支援事業（子ども・子育て支援交付金）

待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助について、補助基準額を見直し、1支援の単位当たりの利用児童数の実態に沿った単価に改定。（1支援単位当たりの年額：3,066千円→3,374千円）

（3）放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行うに移動する際に、地域人材の活用等による送迎支援を行うための補助について、待機児童が100人以上発生している自治体において、当該事業を実施する場合の補助基準額を引き上げ。

① 待機児童が既に100人以上発生している場合 1,073千円

② ①以外の場合 536千円

（4）放課後居場所緊急対策事業（保育対策事業費補助金）

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りによる放課後の居場所の提供や、民間企業等が行う塾・スポーツクラブなどの活動の前後の時間帯等に子どもの居場所を提供する事業を実施する（学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合も補助対象に拡大）。

（5）放課後児童クラブ施設整備（子ども・子育て支援施設整備交付金）

・市町村が設置 国 1/3<2/3>、県 1/3<1/6>、市町村 1/3<1/6>

・社団法人等が設置 国 2/9<1/2>、県 2/9<1/8>、市町村 2/9<1/8>、社団法人等 1/3<1/4>

定員増を伴う待機児童解消のための整備の場合、補助率が< >内の補助率に嵩上げとなる。

※今年度の第3次協議は、国から6月上旬に提出依頼があり、8月に内示予定。

※来年度に向けた要望は、当初予算所要額調査時（10月頃）に県へ報告が必要。報告がなかったものは来年度に国への協議が原則不可となる。

2 放課後児童クラブにおける安全確保等

(1) 事故防止について

放課後児童クラブ運営指針において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導を実施すること。また、放課後児童クラブへの児童の来所・帰宅時における児童の安全確保にも努めること。

なお、重大事故等については県と国へ報告すること。また、令和5年12月14日付け子ども家庭庁及び文部科学省事務連絡により、意識不明事故の定義が整理された。

①報告の対象となる重大事故等の範囲

- ・死亡事故
- ・意識不明 事故 どんな刺激にも反応しない 状態 に陥ったもの
- ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

※基準により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の保護者等に連絡を行う必要があることを管内放課後児童クラブに周知すること。

②報告様式

令和6年3月22日付けこ成安第36号子ども家庭庁及び文部科学省通知による様式

③報告期限

国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）。第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、完成次第報告すること。

④報告のルート

事業者→市町村→県→国

市町村→消費者庁 ※市町村は県と消費者庁の双方へ報告

(2) 業務継続計画等について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）により、放課後児童クラブについても、業務継続計画の策定等が努力義務とされた（令和5年4月1日施行）。

- ・業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行うこと。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること。

(3) 安全計画の策定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）において、安全に関する事項についての計画を各放課後児童クラブにおいて策定することが義務づけられた（令和5年4月1日から1年間は努力義務、令和6年4月1日から義務化）。

(4) バス送迎にあたっての安全管理の徹底について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）において、放課後児童クラブについては、子どもの自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により子どもの所在を確認することが義務づけられた（令和5年4月1日施行）。

※ (2)～(4)については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた条例改正の手続き等を進めるとともに、管内放課後児童クラブに周知すること。

(5) 放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について

「放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について」（令和5年1月23日付け厚生労働省事務連絡）において、虐待等の適切な行為の防止や、虐待等の不適切な行為が疑われる事案が発生した場合の対応等について示されている。

引き続き、放課後児童クラブにおける子どもへの支援が適切に行われるよう管内放課後児童クラブへの注意喚起をすること。

3 放課後児童支援員等の人材確保等

(1) 放課後児童支援員等研修について

- ・放課後児童支援員認定資格研修については2～3会場、放課後支援員等資質向上研修については、1会場及びオンラインにより実施予定（実施時期、実施方法、定員等は検討中）。
- ・例年と同様に、各市町村を通じて受講者の推薦等の受付をお願いしたい。

(2) 放課後児童支援員等の処遇改善について

放課後児童支援員等の人材確保に向けては、処遇の向上が重要であることから、各処遇改善事業を積極的に活用し、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組むこと。

- ・放課後児童支援員等処遇改善等事業
(H26～処遇改善に取り組むとともに18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善)
- ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
(H29～勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善)
- ・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
(R4～収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる）

<参照資料> 令和6年度子ども家庭庁当初予算案（参考資料）（令和6年2月15日）

事務連絡

令和5年12月14日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリーサポートセンター事業)担当課
各都道府県教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

「教育・保育施設等における事故の報告等について」
における意識不明事故の取扱いについて

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力
いただき、ありがとうございます。

教育・保育施設等において重大事故が発生した場合については、「特定教育・
保育施設等における事故の報告等について」(令和5年4月1日付け、こ成安第
2号・4教参学第21号)に基づき、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと
としてきました。

しかし、「報告の対象となる重大事故の範囲」における意識不明について、そ
の定義が必ずしも明確にされていなかったため、報告の要否や、報告される場合
でもその内容に大きなばらつきがありました。

そこで、意識不明事故については、令和4年度に実施した「教育・保育施設等
で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究」等の結果を踏
まえて、下記のとおり取り扱うこととし、令和6年1月1日以降の報告分から適
用しますので、別紙参照の上、今後の報告に誤りがないよう留意するとともに、

所管する施設・事業所に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、意識不明事故の取扱いを整理することに伴い、本件に関連する「教育・保育施設等における事故の報告等について」及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」の通知文2通についても、本日付けで再発出したことから、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 運用開始日

令和6年1月1日

(同日以降の国への報告分を対象とする。)

2. 報告の対象となる重大事故の範囲

(1) 変更前

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

(2) 変更後

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

3. 意識不明事故の定義

「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日付け、こ成安第142号・5教参学第30号）における意識不明事故とは、事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPUスケールにより評価した意識レベルが、「U：どんな刺激にも反応しない」に該当する場合をいう。

※ AVPU スケール（小児の意識レベル評価）

A : Alert	意識がはっきりしている
V : Voice	声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている
P : Pain	痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない
U : Unresponsive	<u>どんな刺激にも反応しない</u>

(痛み刺激を行う際の例)

肩をたたく。踵をたたく。

胸骨の真ん中を、手をグーにして指の関節で押す。

爪の生え際（半月があるあたり）を2本の指で挟む。など

※ 2つの手技を組み合わせて判断するとよい。

4. 意識不明に関する報告要否の判断基準

意識不明を伴う事案が発生した場合の国への報告の要否については、意識不明となった原因を判断基準とし、以下のとおりとする。

(1) 「事故」が原因である場合

国への報告を必要とする。

※ 事故の具体例・・・転倒、衝突、誤嚥、食物アレルギー、熱中症等

(2) 明らかに「病気」が原因である場合

国への報告は不要とする。

ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する。

※ 病気の具体例・・・てんかん、けいれん（熱性・無熱性・憤怒）等

(3) 原因が「不明」な場合

国への報告を必要とする。

報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する。

5. その他参考事項

(1) 国が公表する事故報告集計との関係

国においては、例年、教育・保育施設等で発生した重大事故を集計し、事故報告集計として公表しているが、4. (2) 記載のとおり、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合で国に報告されたもの及び4. (3) 記載のとおり、原因が「不明」な場合として報告がなされたものの、原因が「病気」であることが判明して国に追加報告されたものについては、事故報告集計に計上しない。

(2) 事後的な検証との関係

地方自治体においては、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和5年12月14日付け、こ成安第143号・5教参学第31号）に基づき、重大事故の再発防止のための事後的な検証を行うものであるが、今後、意識不明事故として報告したものについては、

事後的な検証を実施すること。

ただし、4.(2)記載のとおり、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しないとして報告したもの及び4.

(3)記載のとおり、原因が「不明」な場合として報告したものの、原因が「病気」として国へ追加報告したものは除く。

【参考資料】

- 教育・保育施設等で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/>

【問合せ先】

- 意識不明事故の取扱いに関する事
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058
- 特定地域型保育事業に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL : 03-6858-0058
- 幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する事
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- 延長保育事業に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- 放課後児童クラブに関する事
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- 子育て短期支援事業に関する事
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- 一時預かり事業に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- 病児保育事業に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- ファミリー・サポート・センター事業に関する事
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- 認可外保育施設（全類型）に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

こ 成 安 第 36 号
5 教 参 学 第 39 号
令 和 6 年 3 月 22 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、既存の教育・保育

施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなる。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 5 年 12 月 14 日付け、こ成安第 142 号・5 教参学第 30 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、新たに子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業が重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲に加わることから、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 6 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の 2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童育成支援拠点事業
- (13) 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

4. 報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

5. 報告期限

国への第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は、原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添 2 「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業及び児童育成支援拠点事業施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都

市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

(3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

○ 文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)

・MAIL : anzen@mext.go.jp

○ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

・MAIL : youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
 - ・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)
 - ・MAIL : anzen@mext.go.jp
 - 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
 - ・MAIL : toku-sidou@mext.go.jp
 - ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）
 - こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
 - ・TEL : 03-6858-0133
 - ・MAIL : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp
 - エ 放課後児童クラブ
 - こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
 - ・TEL : 03-6861-0303
 - ・MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
 - オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業
 - こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
 - ・TEL : 03-6861-0224
 - ・MAIL : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp
 - カ ファミリー・サポート・センター事業
 - こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
 - ・TEL : 03-6861-0519
 - ・MAIL : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp
 - キ その他、事故の報告等の制度全般
 - こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
 - ・TEL : 03-6858-0183
 - ・MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp
- (2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。
- なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。
- 消費者庁消費者安全課
 - ・TEL : 03-3507-9201
 - ・MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL：03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL：03-6734-2966
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL：03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL：03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL：03-6861-0224
- **一時預かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03-6858-0078
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL：03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL：03-6861-0519
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133

事務連絡
令和4年12月23日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

児童福祉施設等における業務継続計画等について

令和4年11月30日に、児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

改正省令では、児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書（令和4年1月31日とりまとめ。以下「研究会報告書」という。）を踏まえ、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）、小規模住居型児童養育事業所（①のみ）、家庭的保育事業所等（②のみ）、児童自立生活援助事業所及び放課後児童健全育成事業所（以下「児童福祉施設等」という。）に対して、

- ①業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。定期的に業務継続計画の見直しを行うこと
 - ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること
- を努力義務として定めております。

なお、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、

- ・業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめた業務継続ガイドライ

ン

- ・業務継続ガイドライン等を活用し、業務継続計画の作成や見直しに資する研修動画
- ・感染症対策マニュアル及び研修動画

が作成されており、国においても当該ガイドラインを用いて児童福祉施設等において業務継続計画を策定するためのひな形を作成しておりますので、ご参照ください。また、保育所、家庭的保育事業所等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2022（令和4）年10月一部改訂）もご参照ください。

つきましては、管内の関係団体及び児童福祉施設等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

また、改正省令において、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、病児保育事業所及び子育て援助活動支援事業所等については、各事業の性質や実態等に鑑み、改正省令で業務継続計画の策定等の努力義務までは求めておりませんが、業務継続計画の策定等についてご検討されることは望ましく、そうした検討をしている事業所等に対しては、当該ガイドラインや研修動画等の周知をお願いいたします。

なお、児童福祉施設のうち助産施設については、病院、診療所又は助産所に含まれることから、病院等において既に業務継続計画と同様の計画が策定されている場合は、改正省令に基づき、別途業務継続計画を策定する必要はありません。

<送付物>

1. 業務継続ガイドライン
2. 児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）
3. 研修動画（児童福祉施設に係るBCPについて）
4. 感染症対策マニュアル
5. 研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について）

厚生労働省子ども家庭局総務課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線4815）

以上

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 21 日

各 都道府県 民生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について

第 208 回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。また、令和 4 年 9 月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生しております。

こうした中、上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）」において、放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）及び児童館については、令和 5 年 4 月 1 日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所・施設において策定することを義務付ける（令和 5 年 4 月 1 日から 1 年間は努力義務とし、令和 6 年 4 月 1 日から義務化）こととしています。

放課後児童クラブ及び児童館（以下「放課後児童クラブ等」という。）における安全の確保に関する取組については、既に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく事業として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「放課後児童クラブ設備運営基準」という。）、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）において示しており、児童館における安全の確保に関する取組については、既に児童福祉法に基づく児童福祉施設として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）、児童館ガイドライン（平成 30

年10月1日付け子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。)においてお示ししているところですが、今般、安全計画を各放課後児童クラブ等に策定いただくに当たり、既存の取組を踏まえた留意事項等を以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の放課後児童クラブ等の担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の放課後児童クラブ等に対して遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

また、今般安全計画の策定が義務づけられていない利用者支援事業所、地域子育て支援拠点事業所及び子育て援助活動支援事業所においても、放課後児童クラブ及び児童館の取組に準じて、各事業所等におけるこどもの安全や確保に向けた取組について留意いただくよう、貴管内の事業所等に対する周知をお願いいたします。

記

【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定による改正後の放課後児童クラブ設備運営基準（以下「放課後児童クラブ新省令」という。）及び児童福祉施設設備運営基準（以下「児童福祉施設新省令」という。）に基づき全ての放課後児童クラブ等は、令和5年4月より利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。（放課後児童クラブ新省令第6条の2第1項、児童福祉施設新省令第6条の3第1項）
- 安全計画では、放課後児童クラブ等の設備の安全点検の実施に関する事、放課後児童支援員や児童厚生員等の職員（以下「放課後児童クラブ等職員」という。）や利用者等に対し、事業所・施設内での活動はもちろん、遠足等の事業所・施設外の活動時や、放課後児童クラブ等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など事業所・施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実にを行うための放課後児童クラブ等職員への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められる。（放課後児童クラブ新省令第6条の2第1項、児童福祉施設新省令第6条の3第1項）
- 策定した安全計画について、事業所・施設長や法人の理事長など放課後児童クラブ等の運営を管理すべき立場にある者（以下「事業所長等」という。）は、実際に児童への支援等を行う放課後児童クラブ等職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に行うなければならない。（放課後児童クラブ新省令第

6条の2第2項、児童福祉施設新省令第6条の3第2項)

- 放課後児童クラブの運営を管理すべき立場にある者は、利用する児童の保護者に対し、事業所内外における児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を入所時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。(放課後児童クラブ新省令第6条の2第3項)

なお、児童館においても、利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を利用時等の機会において説明を行うなどにより周知することが望ましい。

- 事業所長等は、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。(放課後児童クラブ新省令第6条の2第4項、児童福祉施設新省令第6条の3第4項)

【安全計画の策定について】

- 放課後児童クラブ等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、事業所・施設の設備等の安全点検や、事業所・施設外活動等を含む放課後児童クラブ等での活動、取組等における放課後児童クラブ等職員や児童に対する安全確保のための指導、放課後児童クラブ等職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール(放課後児童クラブ等の活動安全計画)を定めること(具体的な安全計画のイメージについては、「放課後児童クラブ活動安全計画例」[別添資料4](#)、「児童館活動安全計画例」[別添資料5](#)などを参考の上で作成すること)
- 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「放課後児童クラブ等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」[別添資料6](#)などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと。
- 以上の一連の対応を実施することをもって放課後児童クラブ等における安全計画の策定を行ったこととする

【児童の安全確保に関する取組について】

- 児童の安全確保のために行うべき取組については、放課後児童クラブ運営指針や児童館ガイドライン等に基づき取組が既になされていることが想定されるものや、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)や学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定に基づく安全計画(以下「学校安全計画」という。)の策定などの取組内容等を踏まえ、以下のようなものが考えられる。

なお、当該内容は例示であって、地域や各放課後児童クラブ等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策等を行うことを否定するものではない点に留意されたい。

①安全点検について

(1) 施設・設備の安全点検

- ・ 放課後児童クラブ等の設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）は定期的¹に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録した上で、改善すべき点があれば速やかに改善すること。特に、児童の日常の遊びや生活に使用される設備等については、毎日点検し、必要な補修等を行うこと。
- ・ 点検先は、事業所・施設内のみならず、公園など定期的に利用する場所も含むこと。

(2) マニュアルの策定・共有

- ・ 活動時において、児童の動きを把握し、必要な声かけを行うなどの事故防止等に向けた取組について、職員間の役割分担を構築すること。
- ・ 遊具を使用した活動や事業所・施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。
- ・ 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事・ケガ（119番通報）等）を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと
- ・ これらをマニュアルにより可視化し、放課後児童クラブ等の運営に係る全ての職員に共有すること

②児童・保護者への安全指導等

(1) 児童への安全指導

- ・ 児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること
- ・ 児童館においては、乳幼児の保護者に対して、家庭における安全教育に関する情報提供を行うこと
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

¹ 学校安全計画は毎学期1回以上（年に3回目途）とされている

(2) 保護者等への周知・共有

- ・ 保護者に対し、放課後児童クラブ等において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を周知・共有すること。
- ・ 日常生活においても、児童の安全に係るルール・マナーを遵守することや、送迎バスや自転車、公共交通機関で来所・帰宅する児童の保護者には、来所及び帰宅時の安全確保の観点から、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど、保護者と連携し、放課後児童クラブ等における活動外においても、児童の事故等の防止につなげること。
- ・ 放課後児童クラブ等において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容について、必要に応じて地域の関係機関と共有すること。
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び放課後児童クラブ等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと。

③実践的な訓練や研修の実施

- ・ 避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・ 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、放課後児童クラブ等内でも訓練を行うこと
- ・ 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うこと
- ・ 自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は放課後児童クラブ等の運営に関係する全ての職員が受講すること
- ・ 災害等の発生に備え、定期的な実践的な訓練や、研修を行うこと

④再発防止の徹底

- ・ ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
- ・ 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①（1）の点検実施箇所や①（2）のマニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること

【安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項】

- 遊具を使用した活動や事業所・施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面での対応を含む事業所・施設内外での事故等を防止するための、職員の役割分

担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入等）時における職員の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと

- 事業所・施設内活動時はもちろん、遠足等の事業所・施設外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどが無いよう留意すること
- 児童を取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要があること。例えば、災害については、地震、風水害、火災に留まらず、土砂災害、津波、火山活動による災害、原子力災害などを含め、地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと
- 放課後児童クラブ等において、独自にバス等による送迎サービスを実施している場合についても、放課後児童クラブ等が実施し、提供するサービスである以上は、活動時間外であるとしても、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、児童の見落としなどが無いよう対応が必要であること
このため、①点呼による乗降時の児童の人数確認、②車を離れる前に、最後列の椅子の下まで見落としがないか確認、複数の人の目による確認（ダブルチェックの徹底）等を徹底すること
また、令和5年4月より、放課後児童クラブ等において送迎用バスを運行するときは置き去り防止への対応として、点呼等による確認を義務づけることとしており、別途示す内容に沿って適切に対応すること
- 都道府県、指定都市、中核市は、児童福祉施設新省令の規定に基づき児童館が安全計画を策定し、当該計画に基づく安全確保のための取組を行っているかを指導・監査する必要があるが、当該指導・監査は、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年児発第471号厚生省児童家庭局長通知）の別紙1「児童福祉行政指導監査事項」における2 施設指導監査事項（2）児童福祉施設事項の第1の1の着眼点の欄中「〔児童入所施設〕の「（5）子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。」の規定に基づき実施すること。

- 別添資料1 児童福祉法関連 参照条文
- 別添資料2 子ども・子育て支援法関連 参照条文
- 別添資料3 学校保健安全法関連 参照条文
- 別添資料4 放課後児童クラブ安全計画例
- 別添資料5 児童館安全計画例
- 別添資料6 放課後児童クラブ等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

以上

○本件についての問合せ先
(放課後児童クラブ・児童館)
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係
TEL：03-5253-1111 (内線4966、4845)
FAX：03-3595-2749
E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

(利用者支援事業所、地域子育て支援拠点事業所及び子育て援助活動支援事業所)
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課子育て支援係
TEL：03-5253-1111 (内線4965、4859)
FAX：03-3595-2749
E-mail：kosodateshien@mhlw.go.jp

子発 1228 第 1 号
障発 1228 第 4 号
令和 4 年 12 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

この度、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行されます。本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の施設に対して遅滞なく周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれましては、管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

令和 4 年 9 月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が 10 月に取りまとめられた。

これを受け、都道府県が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業所等及び障害児通所支援事業所の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準（児童福

祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

また、上記の施設又は事業所以外のものであって、児童等を入所等させる施設及び事業所のうち、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められている放課後児童健全育成事業所についても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 本則

改正省令により、以下 2 点を義務付ける。

- ① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

上記①、②の義務付けの対象となる施設等は以下のとおりである。

義務付け 事項①	児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児入所施設、地域型保育事業所、指定障害児通所支援事業所及び放課後児童健全育成事業所
義務付け 事項②	保育所、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等デイサービス事業所

2 附則

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日とする。

(2) 経過措置

1 ②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

第三 留意事項

1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

（※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

4 実効性の確保

改正省令の対象となる各施設の設置者が、本義務付けに違反した場合は、児童福祉法第 45 条等の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得るものであり、改善が見られない場合は、同法第 46 条等の規定による事業停止命令及び同法第 61 条の 4 等の罰則の対象になりうること。

5 施行期日

本改正に伴い、各都道府県等においては条例の改正を要するため、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日としているが、所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと。

6 経過措置

装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和 6 年 3 月 31 日までの間、代替的な措置を講ずることとしているが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和 5 年 6 月末までに導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

以上

【問い合わせ先】

< 保育所、地域型保育事業所に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

< 児童養護施設等に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4867, 4868)

E-mail : kateihukushi@mhlw.go.jp

< 放課後等児童健全育成事業所に関する事 >

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係

T E L : 03-5253-1111 (内線 4966, 4845)

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

< 児童発達支援事業所等に関する事 >

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

令和6年度 私立幼稚園関係予算について

R6.4.22

群馬県私学・青少年課

1. 私立学校教育振興費補助金……………【補助対象：私学助成園】

予算単価	学校法人立幼稚園	209,732円／人	前年度比+1,274円／人
------	----------	------------	---------------

※幼稚園教員処遇改善加算分 8,064千円

※授業目的公衆送信補償金加算 18千円

2. 幼児教育・保育の無償化 ※昨年度と同様に実施……………【補助対象：私学助成園】

上限額	月額2.57万円（幼稚園）
-----	---------------

3. 預かり保育推進事業費補助 ※昨年度と同様に実施……………【補助対象：私学助成園】

【補助単価】

	教員1人	教員2人	教員3人以上
通常分	600,000円	900,000円	1,200,000円
長期休業分	150,000円	260,000円	380,000円

4. 子育て支援事業費補助 ※昨年度と同様に実施……………【補助対象：私学助成園】

補助単価	600,000円	補助率 3／4
------	----------	---------

5. 私立幼稚園特別支援教育経費補助

……………【補助対象：私立幼稚園（私学助成、新制度）、
学校法人立 幼稚園型認定こども園（1号、2号）
学校法人立 幼保連携型認定こども園（1号）】

【補助単価】

	5/1 在籍	5/2 以降入園1月始業日在籍
国庫対象児	784,000円／人	392,000円／人
県単独事業対象児	392,000円／人	196,000円／人

6. 私立幼稚園耐震診断促進費補助 ※昨年度と同様に実施……【補助対象：幼稚園】

国庫補助対象分	2階建て以上かつ500㎡以上	補助率 2/3
県単独事業分	1階建て又は200㎡超（木造は1階建て500㎡超）	補助率 1/3

7. 認定こども園等における教育支援体制整備事業費補助

事業内容	幼児教育の向上のための緊急環境整備（遊具・教具等）	幼児教育の向上のための緊急環境整備（新型コロナ関連）
補助対象	幼稚園・認定こども園	幼稚園（幼稚園型含む）
補助額	認定こども園 補助基準額の1/2以内 幼稚園 補助基準額の1/3以内	私立幼稚園 基準額の範囲内で10/10 公立幼稚園 基準額の範囲内で 1/2

事業内容	認定こども園等の業務体制への支援	幼児教育の質の向上のためのICT化支援
補助対象	幼稚園	幼稚園・認定こども園
補助額	補助基準額の1/2以内	補助基準額の1/2以内

8. 私立高等学校等震災被災者就学支援事業費補助 ※昨年度と同様に実施

【補助対象：私学助成園、新制度、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園】

【補助単価】

入園料減免	30,000円/人(上限)
保育料減免	1か月あたり20,000円/人(上限)

※幼児教育・保育の無償化による無償化分は対象外

9. 私立学校教職員退職金資金等補助 ※昨年度と同様に実施

予算額	218,306千円（R05：216,570千円、+1,736千円）	補助率 21/1000
-----	-----------------------------------	-------------

10. 日本私立学校振興・共済事業団補助 ※昨年度と同様に実施

予算額	113,106千円（R05：109,780千円、+3,326千円）	補助率 7.5/1000
-----	-----------------------------------	--------------